

職場体験講習について

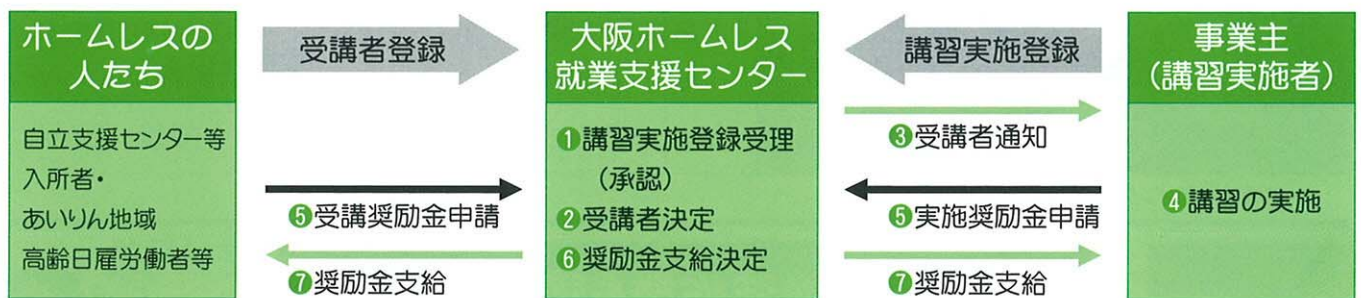
職場体験講習事業の実施による就業機会の拡大を！

職場体験講習事業は事業所等で実際に働くことを体験することにより、就業に対する不安の解消及び就業意欲の助長等を図るための制度です。

講習の内容は「その事業所において実際に就業することを体験できるもの」とされ、講習のためだけの特別なプログラムの企画・実施等は不要です。

職場体験講習を実施すると受講者、実施者それぞれに奨励金が支給されます。

職場体験講習事業の概要



職場体験講習事業の実際

職場体験講習登録

- 事業主（講習実施者）が講習内容をセンターに登録します。（実施期間は1ヶ月以内、日数は16日以下、1日の時間は5時間以上8時間以下となっています。）
- センターは登録を受理（承認）し、受講者を事業主に通知します。
- 講習期間中の受講者は傷害保険に加入しています。

職場体験講習が始まります。

職場体験講習実施

事業主と受講者に対して講習日数に応じ奨励金を支給します。

①事業主への奨励金	1日～4日	5,000円	9日～12日	14,000円
	5日～8日	9,000円	13日～16日	18,000円

②受講者への奨励金 1日3,000円と交通費（16日を限度）

職場体験講習終了後

終了後1週間以内に奨励金を申請してください。事業主には振込みで、受講者には直接支給します。

引き続き受講者を採用することもできます。また、常用で雇用する場合はトライアル雇用制度を活用できます

事務処理負担の軽減等

職場体験講習登録、奨励金支給申請等、書類の作成についてはセンターに相談ください。

事業主、受講者双方にセンターのサポート体制もあるので安心してご利用ください。

トライアル雇用制度

事業主に対し1ヵ月あたり4万円、最大3ヵ月分が支払われる国の制度です。

詳しくは、最寄の公共職業安定所までお問い合わせください。